

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年7月9日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：全世界2025年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-2（インドネシア、カンボジア、モンゴル）（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称 : 全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-2
(インドネシア、カンボジア、モンゴル) (QCBS- ラ
ンプサム型)

調達管理番号 : 25a00345

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2. 「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 7 月 9 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-2（インドネシア、カンボジア、モンゴル）（QCBS- ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025 年 9 月 ～ 2026 年 12 月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第 1 回（契約締結後）：契約金額の 32%を限度とする。

2) 第 2 回（契約締結後 13 ヶ月以降）：契約金額の 8%を限度とする。

(7) 部分払の設定²

本契約については、1 会計年度に 1 回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

1) 2025 年度末 (2026 年 2 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

評価部事業評価第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025 年 7 月 15 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025 年 7 月 15 日 12 時まで
3	質問への回答	2025 年 7 月 18 日 まで
4	本見積額 (電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	2025 年 7 月 25 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2025 年 8 月 8 日 12 時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日 (順位が第 1 位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件

３）競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

本項目については８ページの「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。排除者条項に該当しない場合、及び、該当するが、評価部の事前確認を経て、利益相反に関する防止策を講じた上で参画可能な回答を得た場合のいずれも、11ページの「排除者条項にかかる申告書」を、上記２．（３）４の期日まで、プロポーザルに添付し、提出ください。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４．資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

５．企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

- １）提出期限：上記２．（３）参照

- ２）提出先：<https://forms.office.com/r/kTfsamnvWW>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

①電子データ（PDF）での提出とします。

②プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (2) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (1) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワード

は、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica. go. jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (2) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (1) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算点」

また、第3章4. (1) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提

案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（1）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

【事後評価業務における排除者条項（2025 年度版）】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません³。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記 1. の業務従事の形式に加え、その内容（TOR から生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧 OECF、旧 JBIC を含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記 1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JV による応札で上記 1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV 間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益 相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記 1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

上記 1. ①～④に該当すると考える方は、[表 1] を参考に、関連番号、従事した業務の TOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、7 月 18 日（金）12 時までに、評価部宛（jicaev@jica.go.jp）に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日

³ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第 2 版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014 年 12 月）を参照ください

までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

[表 1] 以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(*2)	利益相反の防止策 (*3)
①	(例) 準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1 人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の業務主任者・該当案件の担当（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、 ③、 ④	(例) 案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5 人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例) J/V の一員（A 社）が X 事業で、案件準備の業務受託をした。5 人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X 事業の事後評価は業務主任者・担当者ともに JV を構成する B 社が担う。 <u>その際、A 社と B 社で情報共有を遮断する体制を確保する。</u>

(*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(*3) 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICA に提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合う teams グループを作成し、対象の者（社）が入らないように、グループを設定する。

A社

評価者①

(業務主任者、利益相反該当案件担当)

評価者③

該当案件のteamsグループメンバー

B社

(該当業務に過去に携わった社)

評価者②

(該当業務に過去に携わった者)

※該当業務に過去に携わった社(者)は、該当案件のteamsグループには入らない

排除者条項にかかる申告書

プロポーザルを提出する場合、本申告書を必ず添付し提出してください。

1. 応札社名

調達件名	
応札社名 (共同企業体の場合は代表社名)	
責任者名 (役職) (所属先) (連絡先)	

2. 排除者条項に関する確認事項

【事後評価業務における排除者条項（2025年度版）】を確認の上、いずれかの該当する回答欄に○をつけてください。

No	確認項目	回答
1	【事後評価業務における排除者条項（2025年度版）】について、 1. ①～④に該当しません。	
2	【事後評価業務における排除者条項（2025年度版）】について、 構成員が1. ①～④に該当していますが、本申告書の提出に先立ち、JICAへ利益相反の事前確認を行っており、利益相反に関する防止策を講じた上で参画可能との回答を受領しています。	

3. 申告内容に関する署名

上記のとおり、現時点において利益相反に該当する事実がないことを申告いたします。虚偽の申告が判明した場合、JICAの規定に従って必要な対応が取られることに同意します。

署名欄

日付 ○年○月○日

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルおよび契約交渉の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 記載上の留意点

- 競争参加者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- 企画競争の場合、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。
- この他、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

2. 特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、競争参加者の知見と経験に基づき、第3章 1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第3条（2）調査・分析の実施基準、脚注4
2	現地調査補助員の傭上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等	第3条（5）ローカルリソースの活用、脚注11

	について	
3	信頼度にかかる指標の確認方法における想定するインタビュー項目及びインタビュー対象者の選出基準等について	第3条（9）①「インドネシア・市民警察活動（POLMAS）全国展開プロジェクト、市民警察活動全国展開プロジェクトフェーズ2（一体評価）」、脚注14
4	業務従事者による踏査対象州および対象事業について	第3条（9）②「カンボジア・ジェンダー主流化プロジェクトフェーズ2、女性の経済的エンパワーメントのためのジェンダー主流化プロジェクト（一体評価）」、脚注16

【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容および契約交渉を踏まえて、必要な修正等を施した上で、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的と範囲

- 本業務は、2025年度外部事後評価として、DAC 評価 6 基準による評価を行うものである。
- 本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

No.	国名	スキーム	案件名	指定言語 (※1)	定性/ 定量調 査	IRR再計 算	その他 (※2～ 7)
1	インドネシア	技術協力	市民警察活動（POLMAS）全国展開プロジェクト、市民警察活動全国展開プロジェクトフェーズ2（一体評価）	—	—	—	—
2	カンボジア	技術協力	ジェンダー主流化プロジェクトフェーズ2、女性の経済的エンパワーメントのためのジェンダー主流化プロ	クメール語 (質問票のみ)	—	—	—

			ジェクト（一体評価）				
3	カンボジア	無償、 技術協力	プノンペン公共バス交通改善計画、プノンペン公共バス運営改善プロジェクト（一体評価）	クメール語 （質問票のみ）	—	—	—
4	カンボジア	無償	港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画	—	—	—	—
5	モンゴル	無償、 技術協力	日本モンゴル教育病院建設計画、日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト（一体評価）	モンゴル語	—	—	—

（注）該当がない欄は、「—」としています。該当のある場合のみ記載しています。

- ※1 指定言語：日本語と英語以外で、現地説明資料・質問票・報告書（案）を作成する言語
- ※2 ノンスコア（主体的振り返りの詳細分析）を含む案件
- ※3 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件
- ※4 衛星データ利用の案件
- ※5 ウェルビーイングにかかる調査を含む案件
- ※6 誰一人取り残さない（Leave No One Behind、以下「LNOB」とする。）にかかる詳細分析を含む案件
- ※7 簡易型評価

第2条 業務の背景・経緯

- 発注者は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。
 - （1）事業の成果を評価することにより、日本国民および対象国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
 - （2）評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、対象国政府及び発注者による当該事業及び将来事業における改善を図ること。
- 技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 情報の取り扱い

- 本業務により作成される評価報告書等は、発注者のウェブサイト上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）11 号）等に基づく取扱いとなる。
- 本業務での暫定的な評価を調査対象実施機関（以下、「実施機関」とする）に説明する際には、当該内容は確定前の情報であり、確定時にはそれと異なる結果となる可能性もあるため、情報の取扱いに留意する。

(2) 調査・分析の実施基準

- 事後評価に当たっては、発注者が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）⁴及び（4）参考資料に準拠すること。本業務にて収集・同定されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行う。

(3) 発注者による様式等の提示

- 評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、（4）参考資料の「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

(4) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

➤ 公開資料

(ア) 評価に関するガイドライン等

- ア) 外部事後評価レファレンス⁵（2025年度版）
- イ) JICA 事業評価ガイドライン⁶ 第2版
- ウ) JICA 事業評価ハンドブック⁷ (Ver. 2.0)

⁴ 評価 6 基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、プロポーザルで提案すること。

⁵ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照。

⁶ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照。

⁷ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照。

(イ) その他

☒ 環境社会配慮ガイドライン⁸

☒ 事業事前評価表⁹（事業事前評価表が未公表の場合は、以下の報告書等をご参照ください。）

☒ 既存事業・調査の報告書等¹⁰（案件名またはキーワードで検索）

	案件名	報告書名	リンク
1	インドネシア 「市民警察活動 （POLMAS）全国展開 プロジェクト」 「市民警察活動全国 展開プロジェクトフ ェーズ2」（一体評 価）	・ 詳細計画策定調査報告 書 ・ 中間レビュー調査報告 書 ・ 終了時評価調査報告書 ・ 評価調査結果要約表 ・ フェーズ2 事業完了 報告書	https://libopac.jica.go.jp/i mages/report/P1000008705.htm l https://libopac.jica.go.jp/i mages/report/P1000034429.htm l https://libopac.jica.go.jp/i mages/report/P1000034528.htm l https://www2.jica.go.jp/ja/e valuation/pdf/2016_1200259_3 _s.pdf https://openjicareport.jica. go.jp/430/430/430_108_100005 0895.html
2	カンボジア 「ジェンダー主流化 プロジェクトフェー ズ2」 「女性の経済的エン パワーメントのため のジェンダー主流化 プロジェクト」（一 体評価）	・ 詳細計画策定調査報告 書（フェーズ2） ・ 中間レポート調査報告 書（フェーズ2） ・ 事業完了報告書（フェ ーズ2） ・ 事業完了報告書（フェ ーズ3）	https://libopac.jica.go.jp/i mages/report/12025995.pdf https://libopac.jica.go.jp/imag es/report/12126314_01.pdf https://libopac.jica.go.jp/imag es/report/12126314_02.pdf https://libopac.jica.go.jp/imag es/report/12253407.pdf https://libopac.jica.go.jp/imag es/report/1000036810.pdf
3	カンボジア 「プノンペン公共バ ス交通改善計画」	・ 準備調査報告書（和 英）	https://openjicareport.jica.go. jp/pdf/12267712.pdf https://openjicareport.jica.go.

⁸ <https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/guideline.html> にアクセスし、対象案件の事業事前評価表「3. 事業概要の環境社会配慮」内に記載されているカテゴリ分類の根拠に記載されている版を参照。

⁹ <https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php> にて、案件名で検索して参照。

¹⁰ <https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html> に案件名またはキーワードで検索して参照。ただし、報告書が公表されていない案件もあることに留意。

	「プノンペン公共バス運営改善プロジェクト」（一体評価）	・業務完了報告書（和英） ・ The project for improvement of public bus operation in Phnom Penh : technical product ; 1～5	jp/pdf/12267720.pdf https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12342960.pdf https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12342978.pdf https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12342986.pdf https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12342994.pdf https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12343000.pdf https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12343018.pdf https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12343026.pdf
4	カンボジア 「港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画」	・準備調査報告書（和文 先行公開版） ・準備調査報告書（和文） ・政策評価法に基づく事前評価書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/12333712.pdf https://libopac.jica.go.jp/images/report/12333720.pdf https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryo/page22_001121.html
5	モンゴル 「日本モンゴル教育病院建設計画」 「日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト」（一体評価）	「日本モンゴル教育病院建設計画」準備調査報告書 「日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト」業務完了報告書（二年次）	https://libopac.jica.go.jp/images/report/12185021.pdf https://libopac.jica.go.jp/images/report/12346599.pdf

※上記は、公示時点での公開情報になります。最新情報は JICA 図書館にて確認してください。

➤ 配布資料

(ア) 契約締結前に配付する資料

☒ 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 2025

☒ 【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス（2018 年度改訂版）

【ひな型】評価報告書_技協（英）_2025

【ひな型】評価報告書_技協（和）_2025

- 【ひな型】評価報告書_資金協力（英）_2025
- 【ひな型】評価報告書_資金協力（和）_2025
- 【ひな型】評価方針_事前事後比較表_技協_2025
- 【ひな型】評価方針_事前事後比較表_無償_2025

（イ） 契約締結前に、誓約書取り交わしの上で、JICA評価部から提供する資料
以下の資料については、JICA評価部（jicaev@jica.go.jp）へ連絡し入手してください。受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

☒ その他評価対象案件にかかる資料

- ・カンボジア国「女性の経済的エンパワーメントのためのジェンダー主流化プロジェクト」現況調査報告書 パイロット活動実施後（コンポンチュナン州・シェムリアップ州）

（ウ） 契約締結後に配付する資料

☒ 報告書等のひな型

（５） ローカルリソースの活用

- 業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員¹¹を確保すること。
 - ① 実施機関や発注者の現地事務所を含む関係者や面談対象者等との連絡・調整
 - ② 既存情報収集の支援
 - ③ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
 - ④ 質問票の回収や面談後のフォローアップ

（６） 評価プロセスにおける発注者への確認

- 評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。なお、事前事後比較表については、発注者が開催する検討会において、発注者に説明し、承諾を得る。
- 各プロセスにおいては、発注者の複数関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となること

¹¹ 本業務では、現地業務の効率的、合理的な実施のため、特殊備人費（一般業務費）での現地調査補助員の備上を想定している。現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、プロポーザルで提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましい。

とに留意すること。

- ① 評価方針（和文）の確定（25～40 営業日）
- ② 事前事後比較表（和文）の確定（25～35 営業日）
- ③ 評価報告書（和文）の最終確定（30～50 営業日）
- ④ 評価報告書（英文）の確定（25～45 営業日）

（７）発注者及び関係者との連絡・調整

- 発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が対象国の実施機関等の関係機関や発注者の在外事務所（支所を含む）に対する面談・会議の手配を行うこと。

（８）現地調査対象範囲と安全配慮

- 原則として、全事業サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- 業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査、事業関係者の招へいにより実施する。案件ごとの具体的な対応は以下（９）のとおり。

（９）各評価案件の評価実施方針・対象範囲

- ① インドネシア 市民警察活動（POLMAS）全国展開プロジェクト、市民警察活動全国展開プロジェクトフェーズ２（一体評価）
本事業は、「市民警察活動（POLMAS）全国展開プロジェクト」（以後、フェーズ１とする）」と「市民警察活動全国展開プロジェクトフェーズ２」（以後、フェーズ２とする）」の２つのプロジェクトを一体評価するものである。

（ア）調査対象範囲・実施機関

- ア）調査対象範囲：ジャカルタ首都特別州、西ジャワ州、中部ジャワ州、バリ州、東南スラウェシ州、西カリマンタン州、南カリマンタン州
- イ）実施機関：インドネシア国家警察（INP）（ジャカルタ首都特別州）
- ウ）現地渡航¹²及び安全配慮

¹² 現地調査は、2026 年 2 月中旬～3 月中旬に予定されているラマダン、イードの時期を避けて計画すること。

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、実施機関及び、ジャカルタ首都特別州、西ジャワ州、西カリマンタン州について、踏査して情報収集をする。残りのサイトについては、実施機関からの情報収集を行う。

(イ) 評価 6 項目の評価に関する留意点

- ☒ 本案件では複数案件を一体的に評価する。一体評価を行うにあたり、インプット→アウトプット→アウトカムの関係を図示化し、案件間関係を可能な限り構造化する。

本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

- ☒ 本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

- ☒ 事前評価表に記載の想定されていた連携について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを調査する。

- 事前評価表での記載：②について、「インドネシア警察行政比較セミナー（国別研修）」（本事業のカウンターパートである現場の警察官に対する本邦での実践型研修の提供を通じた能力向上）との連携により、POLMAS 政策の実現に向けた国家警察上級幹部や中堅幹部の能力強化を促進することが計画されていた。また、国際移住機関（International Organization for Migration: IOM）が POLMAS（INP におけるコミュニティ・ポリシーングの取組み）の教官を育成しており、本事業で実施される研修との連携が計画されていた。

- JICA は 2001 年以降、「国家警察改革支援プログラム」の枠組みで個別専門家、技術協力プロジェクト、国別研修等、複数の事業を継続的に実施している。例えば、個別専門家「警察長官アドバイザー／プログラムマネージャー」（2019 年度～2023 年度）及び国別研修「警察行政比較セミナー」（2022 年度～2024 年度）、犯罪抑止対策推進プロジェクト（2022 年度～2027 年度）を実施している。本評価対象案件と他の事業との関係を整理し、また、本評価対象案件の全国レベルでの裨益効果を確認し、整合性やインパクトの項で分析する。

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。

- インパクトについては、2 案件の関係を整理し、一体事業として全体で評価判断しサブレーティングを付与することを想定する。事前評価表での各案件の成果とプロジェクト目標は以下のとおり。

(フェーズ 1)

- ・有効性については、プロジェクト完了時点でのアウトプット（①POLMAS 活動強化のための具体的な運用規程・制度が整備される。②POLMAS 活動を指導可能な警察官が継続的に育成される。③ブカシ警察署における先進モデルとしての POLMAS 活動が強化される）とプロジェクト目標（POLMAS を全国レベルで継続的に実施するための体制が構築される）の達成度を、PDM で設定されている指標を用いて確認する。
- ・インパクトについては、事後評価時点での上位目標（インドネシア版市民警察活動（POLMAS）を実践する州が増える）の達成度について PDM で設定されている指標を用いて確認する。

(フェーズ 2)

- ・有効性については、プロジェクト完了時点でのアウトプット（①POLMAS が全国で推進されるための具体的な運用規定・制度が整備・活用される。②POLMAS に関する研修の実施体制が強化される。③両ブカシ警察署及びモデル警察署(iii)において先進モデルとしての POLMAS が強化される。④第三国に対する POLMAS の技術移転が進展する。）とプロジェクト目標（プロジェクトの提案を反映した POLMAS を自立的に全州で実施するための体制が確立する。）の達成度を、PDM で設定されている指標を用いて確認する。
- ・インパクトについては、事後評価時点での上位目標（POLMAS が全州で定着する。）の達成度について PDM で設定されている指標を用いて確認する。

(フェーズ 1 とフェーズ 2 をとおしての確認)

- ・フェーズ 1 の事前評価表に記載の成果 3 にかかる指標 3-1「ブカシ地域コミュニティからの警察活動に対する信頼が継続する。」及びフェーズ 2 の事業完了報告書に記載の成果 3 にかかる指標 3-1「過去 1 年間に警察と接する機会のあった住民の警察に対する信頼度が 60%以上となる。」、上位目標にかかる指標「POLMAS に対する地域コミュニティの信頼・協力が得られる。」といった警察・警察活動に対する信頼度を測る指標を確認するにあたり、警察活動に対する市民の満足度や信頼度の変化について特に重点を置き、有効性・インパクトの分析を行うこと。信頼度にかかる指標につい

ては、「市民警察活動促進プロジェクト」（2002年8月～2007年7月）¹³で実施した世論調査や同プロジェクトの事後評価結果も踏まえた上で、プロポーザルにおいて提案すること¹⁴。

ウ) 持続性

- 持続性については、組織・体制面、技術面、財政面、運営・維持管理の状況等、既定の確認事項について調査する。

(ウ) 環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」適用

上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ Cに分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。
- フェーズ1では、「インドネシア市民警察活動促進プロジェクト」（フェーズ2）の教訓から、現場と国家警察本部をつなぐメカニズムの構築必要性、本事業を政策支援として位置づけることによる先方のオーナーシップを引き出すうえでの有効性が明記されている。本事業では、上記メカニズムを実現するためのタスクフォース設置をプロジェクトに組み込んでいたか、本事業が、インドネシア国家警察が推進する POLMAS 政策を支援する位置づけであることが明確に打ち出され、オーナーシップが引き出されていたかを確認する。

¹³ 本プロジェクトにおいて、市民警察活動（POLMAS）モデルを構築し、「市民警察活動促進プロジェクトフェーズ2」ではブカシ警察署での市民警察活動の強化を図り、ブカシ地域以外の警察署員への研修体制の構築により、インドネシア各地の地域特性に応じた適切な市民警察活動が展開されるための仕組み・体制が確立された。フェーズ1とフェーズ2では、上記プロジェクトにおいて構築された市民警察活動モデル（ブカシモデル）を活用し、全国制度化に向けての取り組み、市民警察活動の担い手となる人材育成を通じて市民警察活動を自立的に全州で実施するための体制確立を図り、実施されたものである。

【参考】

市民警察活動促進プロジェクト ODA 見える化サイト：

<https://www.jica.go.jp/oda/project/0600263/index.html>

市民警察活動促進プロジェクトフェーズ2 ODA 見える化サイト：

<https://www.jica.go.jp/oda/project/0701837/index.html>

¹⁴ 信頼度にかかる指標の確認方法については、評価方針時に JICA と協議の上決定する。プロポーザルにおいては、想定するインタビュー項目及びインタビュー対象者の選出基準等について提案すること。

(オ) 誰一人取り残さない (Leave No One Behind : LNOB) の視点について :

- ☒ 本事業の最終受益者として、広く対象地域における住民が想定されるが、本事業は INP 職員を対象とした市民警察活動における能力強化の実施であり、受益者の特定が困難である本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第4条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

- ☒ 本案件では、第4条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

② カンボジア ジェンダー主流化プロジェクトフェーズ2、女性の経済的エンパワメントのためのジェンダー主流化プロジェクト（一体評価）

本事業は、「ジェンダー主流化プロジェクトフェーズ2」（以後、フェーズ2とする）」と「女性の経済的エンパワメントのためのジェンダー主流化プロジェクト」（以後、フェーズ3とする）の2つのプロジェクトを一体評価するものである。

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲 :

フェーズ2 : プノンペンおよびコンポンチャム州（パイロットプロジェクト）

フェーズ3 : プノンペンおよび5つの州（コンポンチュナン、コンポントム、シエムリアップ、トボンクモム、コンポンチャム）

イ) 実施機関 :

フェーズ2と3 : 女性省（MOWA）計画・統計局、経済開発局及びジェンダー平等局

ウ) 現地渡航及び安全配慮¹⁵

- ✓ 業務従事者は現地調査補助員とともに関連省庁を含む実施機関およびコンポンチャム、シエムリアップ州を含む3州以上を踏査対象とする。各州の訪問においては、州女性局および関連局の訪問を行い、女性の経済的エン

¹⁵ 現地渡航は2025年9月22日の週はお盆（プチュンパン）、11月3日の週は水祭りの祝日、2026年4月のクメール正月については、その前後のカウンターパートの休暇取得等を考慮すること。また5月～11月の雨期を考慮して計画すること。

パワーメントの活動状況を把握した上で、可能な場合は裨益者のインタビューを行う¹⁶。それ以外については、現地調査補助員による踏査もしくは質問票・オンラインのインタビューにて情報収集を行う。

(イ) 評価 6 項目の評価に関する留意点

- ☒ 本案件では複数案件を一体的に評価する。一体評価を行うにあたり、インプット→アウトプット→アウトカムの関係を図示化し、案件間を可能な限り構造化する。

本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

- ☒ 本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

- ☒ 事前評価表に記載の想定されていた連携について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを調査する。

- 事前評価表での記載：フェーズ 2 においては、事前評価表における計画時の記載はないが、フェーズ 3 において、②については、「ビジネスを志向したモデル農協構築プロジェクト」（2014-2019）と間接的な協力効果として「日本 ASEAN 女性エンパワーメント基金」（2016-海外投融資）が期待されていた。③では、ドイツ経済開発省による女性省職員の能力強化専門家派遣 および UNDP のジェンダー公正に向けたパートナーシッププロジェクト（フェーズ I-IV）が期待されていた。

イ) 有効性・インパクト

- ☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺的安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。

➤ フェーズ 2：

有効性については、プロジェクト完了時点でのアウトプット（①女性省（中央および州レベル）の女性の経済的エンパワーメントに関する

¹⁶ 業務従事者による踏査対象を行う州および対象事業においては、地域的特性やパイロット活動の内容を考慮し、プロポーザルにおいて提案すること。カウンターパートにあたる女性省および各州における州女性局および女性と子どもの諮問委員会（WCCC）は直接の訪問を想定しているが、関連省庁および各州の関連局については踏査対象の事業を考慮の上、決定することを想定している。

ジェンダー主流化を促進するための連絡調整機能が強化される。②女性の経済的エンパワーメントを促進するために、中央レベルの連携省庁のジェンダー主流化のための能力と機能が強化される。③パイロット事業の実施を通じて、州レベルの女性の経済的エンパワーメントを促進するジェンダー視点に立った事業実施の能力と機能が強化される。④ジェンダー統計が、州レベルにおいて女性の経済的エンパワーメントを促進する事業実施に活用される。⑤女性の経済的エンパワーメントを促進するの TWGG の機能と役割が強化される。)とプロジェクト目標(ジェンダー主流化メカニズムの強化を通じて、女性省の調整により、連携省庁が女性の経済的エンパワーメントを促進する事業を効果的に実施する体制が整う。)の達成度を、PDM で設定されている指標を用いて確認する¹⁷。インパクトについては、事後評価時点での上位目標(女性省との協力により連携省庁が形成するジェンダー視点に立った施策や事業を通じて、女性の経済的エンパワーメントが促進される)の達成度について PDM で設定されている指標を用いて確認する。

➤ フェーズ 3 :

有効性については、プロジェクト完了時点でのアウトプット(①ジェンダー主流化メカニズムを用いて、地方州レベルの女性の経済的エンパワーメントを促進するための女性省／局の能力が強化される。②農業(養鶏)においてマーケット志向による地方州レベルの女性の経済的エンパワーメントを促進するために、PGM2 で開発されたジェンダー主流化メカニズムが、全国へのスケールアップに向けて強化される。③パイロットプロジェクトの実施を通じて、観光産業分野でマーケット志向を重視した地方州レベルの女性の経済的エンパワーメントを促進するための、ジェンダー主流化メカニズムが開発される。)とプロジェクト目標(女性省／局の推進・調整を通じて、連携省庁／局による地方州レベルでの女性の経済的エンパワーメントを促進するためのジェンダー主流化メカニズムが確立される。)の達成度を、PDM で設定されている指標を用いて確認する¹⁸。インパクトについては、事後評価時点での上位目標(カンボジア全国 25 都・州にて、女性省／局が推進・調整し、連携省庁／局によるジェンダー視点に立った施策や事業を通じて、女性の経済的エンパワーメントが促進される。)の達成度について PDM で設定されている指標を用いて確認する。

¹⁷ 事前評価時点のものを記載。事業実施中の PDM の改定が行われているため、評価方針時に確認する指標の整理を行うが、提案事項がある場合は可能な限りプロポーザルにおいても記載をすること。

¹⁸ 同上。

ウ) 持続性

- フェーズ2においては、女性の経済的エンパワーメントを促進するための効果的なシステムを構築することを事業目的として掲げていたため、構築されたシステムの継続状況についても合わせて確認する。また、フェーズ3においては、事業完了時において、「女性の経済的エンパワーメントのためのワーキンググループ」の機能が「女性と子どもの諮問委員会」または州行政体の下に置かれることが決定されたため、これらの機能および体制についても継続性で分析を行う。

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ Cに分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- フェーズ2の事前評価表においては、具体的な教訓についての記載はないが、フェーズ3の事前評価表においてはフェーズ2の終了時評価における以下の教訓について明記されている。
 - 1) 女性副知事など地方行政における女性のリーダーシップがパイロットプロジェクトの円滑な実施を促進した。
 - 2) 連携省庁の活発な参加を促進することが、プロジェクトの成果、手法、概念の共有に効果的である。
 - 3) 中央・州レベルにおける政府機関内の調整メカニズムを促進したが、女性農民や女性零細企業に対するマーケティングやビジネス開発の支援、民間企業との連携強化が経済活動のより継続的な運営に寄与する。

(オ) 誰一人取り残さない (Leave No One Behind : LNOB) の視点について :

☒ 本事業は公平な社会参加から取り残されている人々の経済的エンパワーメント促進を目指した案件であり、最終受益者として対象州の女性・男性住民が想定される。その中でも特に女性世帯主世帯については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、外部事後評価レファレンスの別添 7 「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および実施機関へのヒアリング、統計データ、受益者等への定性調査から確認できる範囲で検討すること。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第 4 条 (5) に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第 4 条 (6) に実施方法を示す詳細分析を含めない。

③ カンボジア プノンペン公共バス交通改善計画、プノンペン公共バス運営改善プロジェクト (一体評価)

本事業は、「プノンペン公共バス交通改善計画」と「プノンペン公共バス運営改善プロジェクト」の 2 つのプロジェクトを一体評価するものである。

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲 : プノンペン都

イ) 実施機関 :

✓ 「プノンペン公共バス交通改善計画」

プノンペン都バス公社 (CBA : Phnom Penh City Bus Authority)

✓ 「プノンペン公共バス運営改善プロジェクト」

プノンペン都バス公社 (CBA : Phnom Penh City Bus Authority)、プノンペン都公共事業運輸局 (DPWT/PPCA : Department of Public Works and Transport of Phnom Penh Capital Administration)、プノンペン都 (PPCA : Phnom Penh City Administration)

ウ) 現地渡航¹⁹ 及び安全配慮

- ☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

(イ) 評価 6 項目の評価に関する留意点

- ☒ 本案件では複数案件を一体的に評価する。一体評価を行うにあたり、インプット—アウトプット—アウトカムの関係を図示化し、 案件間の関係を可能な限り構造化する。

本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

- ☒ 本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。
- ☒ 事前評価表に記載の想定されていた連携について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを調査する。
- 事前評価表での記載：「プノンペン公共バス交通改善計画」の事前評価表には、②について並行して実施される技術協力プロジェクト「プノンペン公共バス運営改善プロジェクト」において、運賃制度の見直しや車両点検整備能力の改善など、バス公社の運営／維持管理体制の強化を図る予定と記載されている。これについて具体的な成果の発現があったかどうかを調査する。

イ) 有効性・インパクト

- ☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。
- 事前評価表に記載された運用効果指標：
- 「プノンペン公共バス交通改善計画」
- ✓ 定量的効果指標：①バス運行路線数（本）、②バス運行率（％）、③バス運行距離（台・km／日）、④バス輸送力（万人・km／日）、⑤バス車両の稼働率（％）、⑥バス利用者数（人／日）の変化。

¹⁹ 現地渡航は 2025 年 9 月 22 日の週はお盆（プチュンバン）、11 月 3 日の週是水祭りの祝日、2026 年 4 月のクメール正月については、その前後のカウンターパートの休暇取得等を考慮すること。また 5 月～11 月の雨期を考慮して計画すること。

- ✓ バス運行率＝実際の運行本数／計画運行本数（平均値）、バス車両の稼働率＝運行車両数／保有車両数（平均値）定性効果として①路線バスルートにおける交通渋滞が緩和する、②公共バスの運行サービス向上により、公共バス利用に対する都民の意識が向上する、③バス公社が安価で安全な公共交通手段を提供出来るようになる、④安価で安全な公共交通により、低所得者、高齢者等の交通弱者の活動範囲が広がる、に対し、どのような影響をもたらしているかを確認する。

「プノンペン公共バス運営改善プロジェクト」

- ✓ プロジェクト完了時点でのアウトプットである、①プノンペン都バス公社の路線バスの運行能力の改善、②プノンペン都バス公社のバス車両の点検・整備能力の改善、③プノンペン都バス公社の乗務員（運転手、車掌）の育成体制及び安全運転管理、労務管理体制の整備、④プノンペン都バス公社の経営管理能力の改善、⑤プノンペン都公共事業運輸局やプノンペン都バス公社における公共交通優先政策等の政策立案能力の改善とプロジェクト目標（プノンペン都における公共路線バスのサービス向上に資する体制が強化される）の達成度を、PDM²⁰で設定されている指標を用いて確認する。
- ✓ インパクトについては、事後評価時点での上位目標（「プノンペン都において公共路線バスの利用が促進される」の達成度について PDM で設定されている指標を用いて確認する。本評価対象案件の実施前に、開発計画調査型技術協力「プノンペン都総合交通計画プロジェクト」（2012 年～2014 年）にてプノンペン都における都市交通マスタープランを策定し、2035 年を最終目標年とした長期計画を定めている。都市交通マスタープランで期待された効果について、インパクトで確認する²¹

ウ) 持続性

- ☒ 整備した機器等については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。
 - 対象機器等は、バス 80 台（座席数 40 席及び運転席 1 席、交換部品

²⁰ 「プノンペン公共バス運営改善プロジェクト」業務完了報告書（英文）の ANNEX 3:PDM(ALL VERSIONS OF PDM)（PDF124～132 ページ）を参照のこと。

²¹ 後続案件として「プノンペンにおける総合交通管理計画及び交通管制センター運営維持管理の能力改善プロジェクト」（2022 年～2024 年）を実施。

含む)、車内装備品(LED 行先表示機、停留所等案内 LCD 画面、車内外ドライブレコーダー、バス位置情報 GPS、交換部品含む) 80 機器、維持管理用整備機材(タイヤチェンジャー、自動洗車機、高圧洗浄機、フォークリフト等) 2 セット、バス運行情報提供システム、等

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 「プノンペン公共バス交通改善計画」において過去のラオス国の類似案件では、調達したバス車両に様々な不具合が生じ、対応に時間を要した背景として、バス車両のコンポーネント(シャシ、ボディ、エアコン・コンプレッサー)を別々のメーカーが製造・品質保証を担っており、完成車両としての品質の確認を担当する会社が不在であったことが挙げられていた。本事業では、日本の自動車メーカー/車体架装メーカーからバス製造の日本人専門技術者を派遣し、第三国の架装工場において、車体構造・製作図の照査、作業段階での技術・技能支援を行うことで不具合が起こるリスクを低減するなどの対策を講じるとあるため、その実施状況や効果について確認する。
- 「プノンペン公共バス運営改善プロジェクト」において、ラオス国「ビエンチャンバス公社能力改善プロジェクト」(2011-2014)の終了時評価等では、バス路線数が限定的でバスサービス水準が低いため、公共バスへのモーダルシフトが進まないこと、政府の政策によりバス運賃が低く設定されていること等により、バス公社の赤字が続いており、財務面での持続性が低いと評価された。一方で、同プロジェクトでは、求められる各成果に対応してカウンターパートを、バス公社を含めた 3 機関に設定しており、これらのカウンターパートが参加する定例会議を毎週開

催したことが、活動進捗の共有や活動実施にかかる意思決定の円滑化に貢献したと評価されている。また、定例会議の参加者にビエンチャン市長、副市長等のキーパーソンとなる関係者を含めたことも、プロジェクトの円滑な実施に大きく貢献したとの教訓も得られた。本事業では「プノンペン都公共バス交通改善計画」で供与予定のバスを用いたバス路線数の拡大や、バス公社の運行能力改善によるサービス水準向上に取り組み、公共バスの利用を促進させる。また、バス公社の財務面での持続性の強化を図るために、運行データの管理やマーケット分析の結果に基づき、年間事業計画の作成や予算・決算の管理を行うとともに、運賃制度の見直しや補助金制度の検討等を行い、バス公社の経営管理能力の改善を図るとしている。また本事業もカウンターパートがバス公社やプノンペン都公共事業運輸局、プノンペン都に分かれることから、ハイレベルのキーパーソンも巻き込んだ定例会議等を開催し、情報共有や意思決定の円滑化を図る。加えて、JCC (Joint Coordination Committee) 等を通して、経済財務省や交通警察など各関係機関との連携を促進するとあるため、その実施状況や効果について確認する。

(オ) 誰一人取り残さない (Leave No One Behind: LNOB) の視点について：

- ☒ 本事業の最終受益者として、広くプノンペン都の住民が想定されるが、プノンペン都の交通状況の改善及び公共交通（路線バス）の利用促進への寄与を目的とする本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第4条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

- ☒ 本案件では、第4条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

④ カンボジア 港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：プノンペン市、シアヌークビル市

イ) 実施機関²²：公共事業運輸省（MPWT）港湾航路海事総局、プノンペン港湾公社（PPAP）およびシハヌークビル港湾公社（PAS）

ウ) 現地渡航及び安全配慮²³

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、プノンペン市に所在する、実施機関の公共事業運輸省（MPWT）港湾航路海事総局、プノンペン港湾公社（PPAP）およびシステムのユーザーである関係機関（関税消費税総局、内務省および保健省の3機関）、ならびにシアヌークビル市に所在する、実施機関のシハヌークビル港湾公社（PAS）の合計6箇所へ踏査してヒアリングを行い、情報収集する。

(イ) 評価6項目の評価に関する留意点

☒ 本条（2）の記載以外の特段の指定はしない。

本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

☒ 本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

☒ 事前評価表に記載の想定されていた連携について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを調査する。

- ②について本件の事前評価表には、同時期に実施される JICA 技術協力プロジェクト「シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクトフェーズ2」²⁴において、本事業の準備として申請・届出等の国際標準化様式の作成等を支援する予定と記載されている。これについて具体的な連携及び効果の発現状況を確認する。

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺的安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。

- 事前評価表の運用効果指標について、①港湾通関委員会の開催時間（入港時

²² 事前評価表に運営・維持管理機関として記載の、旧カンボジア海運代理公社（KAMSAB）は2019年に解体され、その業務は事業実施機関である公共事業運輸省（MPWT）、プノンペン港湾公社（PPAP）およびシハヌークビル港湾公社（PAS）に移管されている。

²³ 現地渡航は2025年9月22日の週はお盆（プチュンバン）、11月3日の週は水祭りの祝日、2026年4月のクメール正月については、その前後のカウンターパートの休暇取得等を考慮すること。また5月～11月の雨期を考慮して計画すること。

²⁴ 事前評価表：https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1702373_1_s.pdf

／出港時（時間／隻））、②本件対象船舶における、KAMSAB および港湾通関委員会における入出港手続きの電子化率（％）を、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認し、入出港に係る申請・届出等の電子化による手続の合理化が図られているか確認する。加えて、輸出入手続きの簡素化・国際的調和化及び港湾行政の近代化に寄与にどのような影響をもたらしているかを確認する。

ウ）持続性

- ☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。

（整備したシステム）

船舶の入出港手続きに係る電子申請・届出、統計管理およびシステム共通基盤・制御の機能を有するサーバー、ネットワークおよび端末等

（ウ）環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

（エ）過去の類似案件からの教訓

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去の類似案件の教訓から、中華人民共和国向け円借款「国家経済情報システム事業」及びインドネシア共和国向け円借款「中央統計局コンピューター整備事業」の事後評価結果等において、政府内部の情報システム構築を円滑に推進する上で実施機関の主体性及び運営・維持管理能力強化の重要性が指摘されている。本事業では、この視点についてどのように対応されたかを確認する。

（オ）誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点について：

- ☒ 本事業は、港湾近代化のための電子情報処理システムの整備という特定の用途に用いられる機材供与という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第4条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

- ☒ 本案件では、第4条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

⑤ モンゴル 日本モンゴル教育病院建設計画、日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト（一体評価）

本事業は、「日本モンゴル教育病院建設計画」と「日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト」の2案件を一体評価するものである。

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：ウランバートル市

イ) 実施機関：

- ✓ 「日本モンゴル教育病院建設計画」：モンゴル国立医科大学
- ✓ 「日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト」：教育・文化・科学省戦略政策計画局、モンゴル国立医科大学

ウ) 現地渡航²⁵及び安全配慮

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、ウランバートル市内に位置する実施機関のモンゴル国立医科大学、教育・文化・科学省（現在の教育省）および建設された日本モンゴル教育病院について、踏査して情報収集をする。また、「日本モンゴル教育病院建設計画」のインパクト発現の確認のため、関係者へのヒアリング等を通じて主要な成果を確認しつつ、必要に応じてウランバートル市内の主要リファラル病院（国立第2病院や母子保健センター、第1産科病院等を想定）に踏査して情報収集を行うこと

²⁵ 現地渡航は、7月のナードム休暇およびその前後のカウンターパートの休暇取得等を考慮し、7月～8月を避けて計画すること。

が想定される。残りのリファラル病院²⁶については、可能な範囲で現地調査補助員による踏査とし、その他については、質問票・オンラインのインタビューにて情報収集を行う。

- また、業務従事者は現地調査補助員とともに協力機関である保健省へ訪問し情報収集を行う。加えて、ADB への訪問をとおして建設地の調整などに関する情報収集を行う。

(イ) 評価 6 項目の評価に関する留意点

- ☒ 本案件では複数案件を一体的に評価する。一体評価を行うにあたり、インプット→アウトプット→アウトカムの関係を図示化し、案件間可能な限り構造化する。

本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

- ☒ 本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。
- ☒ 事前評価表に記載の想定されていた連携について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを調査する。
- ②について「日本モンゴル教育病院建設計画」では、技術協力「地域医療改善プロジェクト」²⁷との連携について確認すること。
- ③について「日本モンゴル教育病院建設計画」では、ADB のウランバートル市内に新設する二次病院を新設する計画「第 4 次保健セクター開発プロジェクト」と本事業との間で建設地を調整したため、この点に関して確認すること。

イ) 有効性・インパクト

- ☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。
- 「日本モンゴル教育病院建設計画」では、事前評価表に記載された運用

²⁶ 日本モンゴル教育病院に主にリファーしている病院は、バヤンズルフク区内の約 30 病院、日本モンゴル教育病院から主にリファーしている病院は、外傷センター、癌センター、国立母子センター、国立第 2 及び第 3 病院である。

²⁷ 実際に実施された案件は、以下のとおり。技術協力プロジェクト「一次及び二次レベル医療施設従事者のための卒後研修強化プロジェクト」（事前評価表：

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1300522_1_s.pdf)

効果指標：①外来患者数（人/日）、②画像診断検査数（CT）（件/年）、③手術件数（件/年）、④受入れ研修医数（人/年）の変化について確認する。定性的効果として、ウランバートル市内の他の三次医療施設への患者集中の緩和、医師を中心とした卒後研修の質の向上にかかる効果の発現状況について確認する。「日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト」の有効性については、プロジェクト完了時点でのアウトプット（①日モ病院で適切な運営管理が行われている、②日モ病院において患者中心の医療が導入される、③先端医療サービスが日モ病院で導入される、④高度な救急医療の体制が日モ病院で整備される）およびプロジェクト目標（日モ病院で技術水準・質ともに高い医療サービスを提供できる体制が確立する）の達成状況について、完了時のPDMの指標に基づいて確認する。インパクトに関しては、上位目標（日モ病院が総合病院、教育病院として高い水準で機能する）の達成状況を完了時の指標に基づいて確認する。

ウ) 持続性

- ☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。
- 対象施設は、外来（外科、外傷科、内科、神経内科、感染症科、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻科）及び教育施設棟、入院棟（104 床）。計 16,505 m²。地上 3 階、地下 1 階建。
 - 対象機材は、CT、MRI、血管造影装置、診断・治療機材等。

(ウ) 環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月版）」適用
- 2 案件ともに上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調

査する。

- 「日本モンゴル教育病院建設計画」では、過去のプロジェクト（モンゴル無償資金協力「地方医療機材整備計画」）において、「スペアパーツや消耗品の調達に必要な予算が必ずしも十分確保されていない事例が指摘されている」点が明記されている。本事業では、機材検討に際し、医療従事者の技術レベルや維持管理人員の保守点検能力の確認、病院の維持管理費見込み等、機材保守管理に要する財政的な負担をモンゴル側と確認し、必要な予算の確保について合意しているが、この点に関する予算状況などについて確認する。
- 「日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト」では、過去のプロジェクト（ドミニカ共和国「医学教育プロジェクト」）において、「医療情報システム、機材管理システム、財務管理システム、診療徴収システム等、医療機関の管理システムの強化にも力点を置いた結果、質の高い画像診断医療サービスが提供され、その機材を活用した医療従事者育成が可能となった」点および「保守管理のための準備金を確保するために、財政面の課題に取り組む必要がある」点が明記されている。本事業では、システム強化を通じて、日モ病院の持続的な医療サービス提供体制が確立されているかという点について確認する。

（オ）誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点について：

- ☒ 本事業の最終受益者として、広くウランバートル市の住民が想定されるが、当該地域の保健医療環境の改善を目指した病院建設と能力強化を目指した事業であり、事前評価表では取り残されやすい人々の特定を行っていないことから、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

（カ）定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第4条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

（キ）詳細分析

- ☒ 本案件では、第4条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

第4条 業務の内容

（1） 実施機関に対する現地説明用資料の作成

実施機関向け資料として、対象案件ごとに事後評価調査の概要等を記載した現地説明用資料（英語、モンゴル語）を作成する。以下①～③に加え、発注者の事後評価制度の概要を含むものとする。

- ① 現地調査計画を含む全体スケジュール
- ② 調査団の構成
- ③ 案件概要

（２） 評価方針（案）の作成

- ① 対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。詳細分析を行う案件については、指示する詳細分析手法を踏まえて情報収集・分析する。
- ② 外部事後評価レファレンスに基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理する。
- ③ 評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る²⁸。

（３） 質問票の作成

- 評価方針に基づき、対象案件ごとに実施機関及び関係者に対する質問票（英語、モンゴル語、クメール語²⁹）を作成する。
- 質問票については、発注者の現地事務所から対象国調査対象実施機関へ送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出する。
- 質問票は回答しやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するように配慮する。

（４） 評価に必要な情報の収集・整理（第 1 次現地調査）

- ① 上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて対象国関係機関）および発注者の現地事務所に説明する。実施機関等への説明に際しては、発注者が提供する既存資料を用いて発注者の事後評価制度の概要を説明する。
- ② 評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。
- ③ 発注者が事前に送付した質問票の回答を実施機関から入手し、必要に応じ追加

²⁸ 評価部の確認に 15 営業日（通常 3 回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに 10 営業日が必要です。

²⁹ カンボジア「ジェンダー主流化プロジェクトフェーズ 2、女性の経済的エンパワーメントのためのジェンダー主流化プロジェクト（一体評価）」と「プノンベン公共バス交通改善計画、プノンベン公共バス運営改善プロジェクト（一体評価）」の 2 案件は、質問票のみクメール語に翻訳する。

のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。

- ④ 第1次現地調査の最後に発注者の現地事務所への報告を行う。

(5) 定性調査／定量調査

☒ 本業務では、実施する案件はない。

(6) 詳細分析

☒ 本業務では、実施する案件はない。

(7) IRR 再計算³⁰

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(8) 事前事後比較表（案）の作成及び暫定評価

- ① 収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定（事前）と事業実施後の現時点での実態（事後）を評価項目ごとに比較した事前事後比較表（案）（原則 15 ページ以内）を作成する。その際暫定的にレーティングを付与すると共に、提言・教訓の方向性を検討する。
- ② 事前事後比較表（案）について、（発注者が開催する検討会において）発注者に説明し、承諾を得る。

(9) 暫定評価についての実施機関への説明（第2次現地調査）³¹

- ① （8）の暫定的な評価について、簡易型以外の案件については、調査対象実施機関へ説明を行う。簡易型の案件は、第2次調査は実施しないため、当該説明は、必要に応じて遠隔にて実施する。
- ② 実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される対象国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき検討を行う。

(10) 提言・教訓の検討

- 収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

³⁰ 外部事後評価レファレンス 別添 5 を参照。

³¹ 簡易型評価の場合には、第2次現地調査は実施しないため、本項については、必要に応じて遠隔にて実施する。

（１１）実施機関への評価結果概要のフィードバック

- 上記（９）及び（１０）を踏まえた評価結果概要について、実施機関を含めた対象国関係機関、発注者の現地事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

（１２）追加情報の収集

- 上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、（１１）及び（１２）の業務については、対象国へ渡航して実施することを想定する。

（１３）評価報告書（案）の作成

- ① 上記（１２）までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則 20 ページ以内の評価報告書（案）（日本語）を取りまとめ、発注者の承諾を得る³²。
- ② 日本語版の承諾後、評価報告書案（英語、モンゴル語）を作成し、発注者の承諾を得る。
- ③ 英文について、発注者が各案件の実施機関等からのコメントを取り付ける。
- ④ ③で受けたコメントも踏まえ、評価報告書（案）（日本語・英語）を最終化し³³、発注者の承諾を得る。

（１４）教訓シートの作成

- 評価結果の確定内容を踏まえ、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート（日本語・英語）を作成する。

第5条 成果品及び提出物

業務各段階において作成・提出する報告書等は本項（１）以下に示す。

作成・提出にあたる留意点は次のとおり。

- 提出は、発注者指定の形式にて提出する。
- 提出時期は、発注者の承諾を得られた版の提出を示している。承諾までに必要な所要期間を踏まえた案の提示を行う。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 提出物のうち、写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用する。

³² 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ 15 営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

³³ 評価報告書（案）の最終化は（日本語・英語）のみとする。

写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照する。当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼する（発注者の原稿謝金基準に従う謝礼支払）。

（１） 最終成果品

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R ３部）にて提出する。

成果品名	言語	形式	補足説明
評価報告書	日本語 ／英語	電子データ PDF 版・Word 版： CD-R ３部	・発注者指定の指定様式に従った内容 ・詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む。 ・原則として、各案件 20 頁以内 ・要旨（要約版を作成する場合は当該資料）を含む。

（２） 中間成果品

以下を、指定の時期に、電子データ（電子メールでの送付可能）にて提出する。

報告書名	提出時期	言語	形式	補足説明
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
現地説明資料	現地調査の 約 2 か月前	英語／モンゴル 語	電子データ	
評価方針 （案）	現地調査の 約 2 か月前	日本語	電子データ	・発注者指定の様式に従った内容 ・最終化までに、複数回の評価部とのやり取りと、発注者の関係部のコメントへの対応あり
質問票	現地調査 15 営業 日前	英語／モンゴル 語／クメール語	電子データ	
事前事後比較 表（案）	第一次現地調査 後	日本語	電子データ	（案）の提出後、最終化までに、複数回の評

				価部とのやり取りあり
評価報告書(案)	第二次現地調査後 (成果品提出の2.5～3か月前)	日本語／英語	電子データ	要旨(要約版を作成する場合は当該資料)を含む
教訓シート(案)	評価報告書提出の1か月前	日本語	電子データ	

(3) 提出物

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ(CD-R 1部)にて提出する。

資料名		概要
収集資料	一次データ	➤ 定量調査で用いたデータ収集用の質問票・分析に用いたデータセット ➤ 定性調査で用いたインタビューの記録資料 ➤ 一次データの処理・分析用ファイル(STATAやRなどのスクリプトファイル) 他
	写真	現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5枚/案件程度(解析度300～350dpi)
教訓シート		第4条(14)参照
特殊言語版の報告書(案)		日本モンゴル教育病院建設計画、日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト(一体評価): モンゴル語
収集データ・レーティング等のデータセット		エクセルファイルのフォームは契約後に提供

第6条 現地再委託

本業務では、現地再委託を想定していない³⁴。

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない

³⁴ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託にすることが必要な理由を詳述し、協議する。

場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：事業評価に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、13 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：インドネシア、カンボジア、モンゴル国その他の途上国地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程 2025 年 9 月 ～ 2026 年 12 月

（2）業務量目途

1) 業務量の目途 約 1 1. 6 5 人月

2) 渡航回数を目途 延べ 1 0 回

上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(4) 安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所、JICA カンボジア事務所、JICA モンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いいたします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2) 各国における安全管理情報

【インドネシア】

1) 行動規範

- ・「JICA 安全対策マニュアル（JICA インドネシア事務所作成）」を遵守する。
- ・安全対策の3原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。」を徹底する。
- ・イスラム教の習慣に配慮し、露出の多い服装、飲酒、宗教的な発言は慎む。
- ・渡航者は携帯電話を所持し、事務所他関係者に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるようにする。
- ・事件・事故・災害等に遭遇した場合は、直ちに安全対策マニュアルに記載の緊急連絡先に連絡する。
- ・パスポートもしくはパスポートの写し（紙または電子データ）を常に携帯する。
- ・夜間における不要・不急の徒歩移動は避ける。
- ・Gojek や Grab 等の配車アプリを含めバイクタクシーの利用及びバイクの二人乗りは全面禁止。
- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（空港、公的機関、軍・警察等の治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教施設、欧米関連施設、飲食店、ショッピングセンター、観光地、市場等）では、滞在時間を最小限とする。
- ・デモ行進や政治集会等には近づかない。
- ・事務所から宿泊先、渡航日程等変更の指示がある場合には、これに従う。

【カンボジア】

1) 行動規制

- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所への訪問を最小限とする。

- ・日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しない。
- ・「テロ対策マニュアル」の遵守。
- ・首都プノンペンでは特にひったくりが頻発しているため、徒歩移動をなるべく避け、カバンや携帯電話等の所持の仕方に注意する（具体的な対策は「カンボジア国安全対策マニュアル」5 ページ目に記載されている事項を参照）。
- ・トゥクトゥク又は徒歩で移動する場合、原則として貴重品はポケットに入れる等肌身離さず携行し、バック等は携行しない。やむを得ずバッグ等を携行する場合でも貴重品はバッグ等には入れない。
- ・午後 11 時から翌日、日の出前の早朝の間、不要・不急の徒歩移動を避ける。やむを得ず徒歩移動する場合は、バッグ等を携行しない。

2) 通信手段：現地で使用可能な連絡先を現地事務所に伝達。現地で、携帯電話を常に通話可能状態とする。

※事案発生時には現地事務所から安全確認を行うので、安全確認の連絡に備えて、現地事務所の連絡先を渡航前に確認する。

3) 移動手段：車両（レンタカー等借上げ車両やタクシー等）による移動を基本とする。やむを得ず長距離バスやトゥクトゥク等を利用する場合は交通マナーの悪さ、交通事故の多発を念頭に置いた行動をとること。乗合タクシー、ピックアップトラック、バイクタクシーは利用不可。

- ・夜間の陸路による長距離移動は禁止。特に地方道路では暗くなると重大事故の危険が増大し、且つ緊急時に迅速な対応ができない可能性があるため、移動可能な時間帯は原則として 5 時 30 分～19 時の間に限る。ただしプノンペンが目的地の場合のみ 20 時到着予定まで認める。

- ・鉄道や船舶を利用しての移動に関しても、移動可能な時間帯は上記同様とする。

- ・空路移動の場合は上記時間帯に限らないが、プノンペン市内～空港間移動時のトゥクトゥクの利用は禁止とし、借上げ車両やタクシー等、安全な移動手段を利用する。

- ・他地域における市内～空港間移動時、極力トゥクトゥクの利用は禁止とし、借上げ車両やタクシー等、安全な移動手段を利用する。夜間・早朝移動に関しては借上げ車両やタクシー等、安全な移動手段を確保する。

4) 宿泊先：

- ・カジノ併設ホテルへの宿泊は禁止。国境の街（ポイペト、バベット等）や、シアヌークビルには多数のカジノ併設ホテルがあるため、宿泊先を選定する際は注意する。

※カジノ併設ホテル以外でも、立地状況や届出時の治安状況によって宿泊先の変更を依頼することがあります。心配な場合は、予約前に現地事務所へ確認してください。

- ・従業員による客室内での窃盗被害も発生するため、部屋を空ける際には貴重品の施錠管理等に十分留意する。

5) 空港利用：出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最短とする。

6) その他：

- ・主に北西部のタイ国境周辺を中心に地雷が多く残る地域が存在するため、地雷マークがある場所はもちろん、その他の場所でも森林や耕作地、日常的に人の立ち入りが無い荒地等には不用意に足を踏み入れない。

※訪問場所や実施する活動内容によって、追加書類の提出や旅程の変更、渡航の取りやめ等を依頼する場合あり。

- ・肌の露出の多い服装を控え目立たないようにする。

【モンゴル】

1) 行動規範

- ・携帯電話を常に通話可能な状態とする。特に都市間の陸路移動、及び都市周辺部の陸路移動では携行を徹底する。
- ・空港においては出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とする。出発にあたってはなるべくチェックイン開始時刻に空港に到着し、速やかに諸手続きを済ませて制限区域内に入る。
- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事等、テロの標的となりやすい場所への訪問を最小限とする。
- ・都市間の移動について

*用務先によっては、衛星携帯電話の携行が必要な場合があるため、事前に照会を行うこと。

*都市間を傭上車両で移動する際、日没後の長距離移動は原則として禁止する。深夜、早朝の移動は禁止とする。尚、冬季（10月～3月）は、トラブル発生時の孤立を避けるため、2台での移動とする。

- ・夜22時以降の不要不急の外出は控える。
- ・肌の露出を控える等、目立たないように心掛ける。
- ・その他、「安全対策マニュアル」を遵守する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

52,826,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記 （2）別見積としている項目、及び（3）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(2) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について

本案件は、定額計上はありません。

(4) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(5) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(6) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(8) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(一)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)